

## 平成17年度 第1回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成17年12月1日(木) 10:00～12:00
2. 場所：船橋市役所9階 第1会議室
3. 出席者：委員 石井委員、大西委員、加藤委員、鳥居委員、武藤委員、本木委員  
市側 藤代市長、原助役、三橋企画部長、宇都企画調整課長 ほか
4. 次第：(1) 委嘱状の交付  
(2) 委員の紹介  
(3) 市長あいさつ  
(4) 会長および副会長の選出  
(5) (議題1) 船橋市財政健全化プラン推進細目の平成16年度推進状況  
について(報告)  
(6) (議題2) 船橋市財政健全化プランの改定について  
(7) その他 次回の日程調整

### 【議事】

市： 平成17年度第1回船橋市行財政改革審議会をこれから開催いたします。開会にあたり、委嘱状の交付を行います。これは、船橋市行財政改革審議会設置要綱に基づきまして、皆様に委員をお願いするものであります。市長から委嘱状を交付いたします。  
(市長から委嘱状を交付)

市： 本審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。  
(委員の紹介)

市： 続きまして市長よりごあいさつ申し上げます。  
(市長あいさつ)

市： 続きまして、本会議の会長を選出する必要があるがございます。どなたかご意見がございますでしょうか。

委員： 事務局に何か考えはありますか。

市： 平成15年度に今回と同じ委員の皆様方に財政健全化プランのもととなる意見をいただいたという経緯がございます。そこで、前回の審議会において会長をしていた加藤委員に再度お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

一同： 異議なし。

(加藤委員を会長に選出)

市： それでは、加藤会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長： それでは、本日の議事に入らせていただきます。その前に、本会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

(会議の原則公開について説明)

会長： 事務局の説明にご意見がございましたらどうぞ。

(意見なし)

会長： では公開ということをお願いします。

次に、会議録の取り扱いについてお諮りします。会議録は、会議終了後に事務局から各委員に送付いただきまして、各委員に確認していただいた上で公開するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それから、傍聴を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、傍聴の方に入室してもらってください。

次に、この会議において副会長を選出することについていかがでしょうか。

(委員より、会長に一任の声あり)

会長に一任ということですので、武藤委員にお願いしたいと思います。お願いします。

(武藤委員が了承)

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1の船橋市財政健全化プラン推進細目の平成16年度推進状況について、事務局から説明をお願いします。

市： (資料「財政健全化プラン推進細目16年度推進結果」に基づいて説明)

会長： ただいまの事務局の説明について、何かご質問はありますか。

委員： 2点お尋ねしたいことがあります。

まず、休日の市役所来庁者駐車場の有料化について、基本的に是と考えるものでありますが、市民の反応はいかがであったか。休日であっても死亡届等が出しに行かなければならないが、このような休日に市役所そのものに用がある場合でも料金を払わなければならないことについて苦情は寄せられていないか、という点がまず1つ伺いたいこととあります。

次に、先の行財政改革審議会の時に保育園を委託するという案について、市民から非常に多くの意見・陳情が寄せられたわけですが、このことについて市民の了解はその後に得られたのかどうか伺います。

市： 駐車場の件でございますが、今のところクレームがあったということは聞いておりません(事務局注：届出等で休日に市役所に来られた方には、駐車票に受付した者が押印することで無料にすることとしました)。

保育園の委託につきましては、引き続き検討している状況です。

委員： 駐車場の件については私も受益者負担の観点から当然だと思いますが、あがってくる収益とかかっている人件費の見合いはどうなっているのでしょうか。

それから保育園委託について反対の陳情書が多いのは知っていますが、公立保育園の人件費は高い。民営化すれば、競争ですからサービスは充実させて経費は安くできる。ですから、保育園を民営化すれば、行財政改革に相当プラスになるのではないかと、思っています。

市： 駐車場の件については、当然委託で経費を抑えています(事務局注：平成16

年度の効果額 約 1,400 千円 )

保育園の件については、当然行財政改革の課題の 1 つであります。そうした観点から推進細目として掲げており、現在検討中であります。

会長： 他にご質問はございませんか。ないようであれば次の議題に入ります。

議題 2 の船橋市財政健全化プランの改定について、事務局からご説明願います。

市： ( 資料「財政健全化プランの改定について」「現在の取り組み内容と今後の方針について」「ふなばし行政サービス改善プラン」に基づいて説明 )

会長： ただいまの事務局の説明について、何かご質問はありますか。

委員： 今の説明の中で、34 ページですか、の必需的、共同消費的な分野ということで、確かにごみ収集などは公共の事業として欠かせないけれども、それが無料でいいのか有料にすべきなのかは別の議論になると考えます。欠かせない事業について、住民がどれだけ支出していくか、そういう区分けをする必要があるのではないかと。

また、マイナス分類されている、たとえばスポーツ教室などは、日常欠かせないとは言えないけれども、文化的な生活の向上という市民の生活を豊かにする事業です。こういうものは、非営利的なものになってくると、民間では手を出しにくい。そういう場合には、たとえば公民館はそういうものだと思いますが、文化の向上のために行政が関与していくことは必要だと思う。その場合、すべての市民が必要としているわけではないということについて、どこで折り合いをつけるかと言えば、費用負担で考えていく必要があると思います。

事業ごとに、公が行う方がよいか、公が行う場合でも負担をどのように適正化するか等について、具体的な例示が出てこない、議論が抽象的で進めにくいのではないかと。

会長： ただいまのご質問を踏まえて、事務局では次回までに資料の提供を願います。

市： わかりました。

委員： 33 ページで、基本理念となる補完性の原理について、ご説明いただきました。自助、共助、公助の考え方はその通りだと考えます。また、これからは、地域で解決できる問題は地域で解決するという共助の部分が非常に多くなってくると思います。その場合、地域で基本的には対応できるけれども、ある一定の部分について行政に援助してもらえればできる、ということが多く出てくるはず。そういう場合に、このプランの中で、行政は具体的にどういう形で対応していけるのか、ご説明いただければと思います。

市： 市として市民の皆様と協働していく必要があると考えております。そして協働していく場合に一番考えていかなければならない部分が、この共助の部分であると考えております。

行政で行ってきた事務事業の 1 つ 1 つについて、自助、共助、公助いずれで対応すべきものであるかを、このプランを通して検討します。共助で対応すべきと考えられる場合には、市民の皆様と事業がどうあるべきかを検討していく、検討の際には当然、行政としてどういう形で支援していけるか、ということも協議に含まれることになると思

ます。

委員： 25ページの定員管理の説明の中で、類似団体とはどういう団体のことを言うのでしょうか。

市： 人口(43万人以上)および産業構造が類似の自治体(市)のことを言います。

委員： 資料の36ページまでご説明いただいたわけですが、37ページ以降については私たちが読んでおけばよろしいのでしょうか。説明をしていただくとなると、こちらの説明もしていただいた方がよい部分もあるかと思うのですが・・・

まず第一点は、33ページのところで、事業全般の見直しを一から実施、とありますが、この見直す単位は、事務事業ですか。

市： はい、それぞれの事務事業ごとに、と考えております。

委員： ここで例示されている博物館をあげると、博物館全体で1つの事務事業と考えますか。通常、博物館として1つのまとまりとして見ると、私は事務事業よりも大きな単位になると思うのですが。

博物館で行っている1つ1つの事業ではなく、博物館全体で1つとして必需性を判断して要らないとなると、博物館は要らないということになってしまう可能性がありますよね。そこはどのように考えているのでしょうか。

市： はい、博物館も各種事業を行っております。その事業ごとに判断を行っていくことを考えております。

委員： そうですね。そのように考えていかないと博物館の是非という話にすぐ結びついていくので。先ほど委員が仰っていたように、民間企業で博物館を運営しろと言っても、採算が合うようなものには、すぐにはならないと思います。来年の2月までに博物館の是非を考えると、と言われても難しいので、博物館の事業を単位としていただかないと難しいかな、と考えています。

それからもう1点は、何を基準に必需性を考えるか、ということです。共同消費性は利用者数等で、ある程度客観的な数字として相対化ができると思いますが、必需性についてはなかなか難しいので、いくつかの視点を作っていくと判断が難しいのではないかと思います。一般論としてではなく、切り分ける視点が必要であると。

例えば健康の維持というのは、どこまでが行政が行うべき必需的サービスであるか、判断が難しいと思います。介護保険では今度、介護予防という形で、例えばウェイトトレーニングが入ってきていますが、従来はそれは全く個人の問題として考えられていたのが、介護予防という観点から見ると非常に効果が高いことがわかってきて、介護保険の中に入ってきたわけですね。そういう認識が変わることですべてくることもありますので、新たに必需性が高まってくるものと、従来高いと思っていた必需性が減っていくものもあるかと思えます。

そういった点を示唆していただきたいと思えます。

市： 次回までに提示させていただきます。

市： メンバーでないので差し出がましいところもありますが、国で行政改革を担当していた者として、私からも切り口と思われる点を提示させていただきます。

1つ目は、このプランが自立した市民を前提としているということですね。その中で市民との協働や共助を考えていくということですね。

2つ目は、自治体には権力行政の主体という要素とサービス供給の主体という要素があるが、これら全く性格の異なる要素が同じ行政の名の下にあるということですね。

民間企業ではないということの特徴の1つは、必要な供給をするためには、仮に1年に1人しかお客さんが来なくても、来たときには万全の対応ができる態勢を整えておく必要があるということですね。

それから公務員の人件費の話が出ていますが、職員に求められる質と単価の問題で、要するに万能の人を雇おうと思えば高い人件費を払わなければ来ないわけで、安ければいいと言う発想はいかがなものかと思っております。これは意見であります。

3番目ですが、事業の不断の見直し、これは何人かの委員の方々が提起されていましたが、世代とか時代の推移ですとか、立地が都会なのか田舎なのか、例えばスポーツ教室などは田舎であれば民間企業は来ないわけです。この場合、村民がスポーツ教室を欲しいと言え、自治体の仕事になる可能性もあるわけですね。この34ページの座標軸が一定のところには必ず止まっているというわけではないということも考えていただければと思います。

それから委員から出ていました、文化の継承ですとか博物館ですとかペイしない供給についてどう考えるかが大きな課題と考えております。費用負担の関係で言うと、類似の例と言えるかどうかわかりませんが、税金が会費で、利用回数に応じて払うのが利用料という組み合わせで考えられるか等と、まとまりませんが考えております。

それから委員が提起されました保育の話で、人件費が高いという話ですけれども、例えば介護福祉士の人たちなど、肉体労働で精神的にも大変な中、非常に頑張っているわけですが、ご存知の通り給料としては恵まれない処遇ですね。そこを底上げしないといけないのではないかと、という逆の議論もあるわけですね。今の保育士の給料が高いか安いかにということについてどうこう言うつもりはありませんが、福祉に関わる人たちの処遇や人件費がそもそも社会的に見て妥当かという問題も考えていただければと思います。

最後になりますが、私、構造計算書偽造問題対策の本部長をやっている、非常に憤りを感じるわけですが、委託や指定検査機関などについて、供給主体と行政責任との関係が未整理なんですね。責任の分担であるとか費用負担の問題であるとかは、本来は契約や法律でクリアな形で明示しておかないとならないものだと思います。今後、委託や指定管理者の問題が進んでいけばいくほど出てくる問題であると考えております。

委員： 委託の際の行政責任をどう考えるべきかということについて、15年度の行財政改革審議会の中でも各委員の方々から相当意見が出された部分であることを思い出しました。我々市民という立場からすると、委託されようがサービスが低下しない形であればよいのですが、もう少し議論を深めておけばよかったかなと。その点全く同感であります。

委員： 確かに介護や福祉の人たちは低賃金ですぐ離職してしまうとか、人手がない

とかいうことがあります。私が申し上げたのは、安く使えばいいということではないんです。公務員並に払ったら経営が成り立たないということなんです。払ってあげたいですよ。どこかがおかしいのでしょうか。

それと、補完性の原理の自助、共助、公助と素晴らしい分け方ですが、たとえば夫婦喧嘩なども、昔は近所の人や仲介が入ってくれたりしたものだが、最近ではみんな他人のことには干渉したくない風潮になっている。実は役所の窓口が一番大変なのではないか。この区分けを実際にどのようにうまく行うのか心配があります。

市： 委員に反論するつもりはないんですが、保育のところは哲学の転換はまだ終わってないんですね。戦後すぐに保育行政ができた時には、少数のかわいそうなお子様がおられて、その子たちを集めて、措置という言葉で言いますが、万全の保育をすると、そういう仕組みであったわけですね。それが最近では、どの家庭の子も一定の時間預かりますと、預けるのが普通であると、なおかつ措置ではなくて、幼稚園に行くのと学校に行くのと同じように行かせるということになってきたわけですが、古い保育の概念をお持ちの方々は、まだ少ない人数を万全に扱うという考え方から抜けきれていないんですね。そういう考え方のギャップがあるかなと。これは感想です。

委員： 仰る通り、幼稚園と保育園の区別がなくなってきた。幼保一元化せざるを得ないのは、幼稚園が預かり保育で夕方遅くまで預かるようになる、そうすると保育園では幼稚園に負けないように教育をはじめ、区別がなくなっているというのがあります。

委員： 15年の私どもの提言を受けて財政健全化プランが作られ、2年が経過したわけですが、第一線で働く職員の皆さんに改革に向けての理解が浸透しているかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

市： 今回ご提案をさせていただいている考え方を職員全てが理解して、これからはこの考え方に基づいて進めていかなければならないと考えております。補完性の原理ですとか市民との協働ですとか、職員の意識改革を図りながら進めて参りたいと考えております。

委員： その意味では、36ページにその手順が書かれていて、各課で検討する段階でチェックシートに基づくのですが、「一人の判断では偏りが出るため、事業内容や実態をある程度知る複数人で議論をしながら判断」と書いてありますけれど、ここが重要なところで、行政評価などでもそうですが、表を埋めていくことが仕事になってしまっただけに一人に任せてしまっていることが多いわけですね。課の中でチームを作って議論をしたり、他の課にいる元担当していた職員ですとか、どういうふうにチームを作るかということも重要なことですが、担当一人に任せず、課の中での議論をしていく必要があると思います。

それでも当然不十分で、課によつての違いとかが出てくるはずですから、企画調整課が再診断していくという手続きになってはいますが、これについても膨大な事務量があると思います。類似した事務事業についてどう判断するか調整とか。実は難しいのは、事務事業単位で診断していてもですね、事務事業1つで完結していないものから、

必ず他の事務事業と関連してきて、どうするかという話になってくると思うんですね。その意味では企画調整課はかなり大変だと思いますけれども、重要な手続きですので、ここで書かれていることをしっかりやっていただくことが重要だと思います。

その際、先ほど指摘があった、自立した市民が前提だということですが、高齢者にとっての自立性と若者にとっての自立性は違ってきますので、それをどういうふうに理解するのかということですね。自助、共助、公助といったときの自助の範囲が立場によって違ってくるとというのが、自立した市民を一枚岩では理解できないところで、何ををもって自立と考えるのかは結構難しいところだと思います。

委員： 補完性の原理に基づいてということですが、具体的にこれをやると非常に大変というか、自助、共助、公助の区分けがどういう基準でどういうふうに行けるのかと。

何でも行政、何でも学校という世の中で、どういう基準ではじめをつけていくのか、例示をあげながら市民が理解できるようにしないと、言葉面はいいことを言って、行政の責任放棄と受け取られかねないおそれがある。これが基本になるからには、その辺をきちんとやっていかないといけないし、例示をあげながら提示してもらいたいです。

委員： 私も同意見で、自助と言われて引き下がる市民ばかりであればよいが、逆に食って掛かれて、役所の方が困るのではないかと思うんですけれどもね。

会長： かなり具体的な問題にまで入り込んできたんですけれども、今回はいかがでしょうか、もう少し詰めていただいて、それを次回の審議にプラスするようにするか、あるいは今回はこれぐらいにして、お聞きした点に関連して資料が整うならば用意していただいて、次回までに送付いただくということも考えられますけれども。事務局はどのようにお考えでしょうか。

市： ご指摘いただきました点につきましては参考にさせていただき、配慮していく必要があると考えております。

なお、説明不足であった点について補足説明させていただきます。

委員の、必需性を考える視点、区分けの基準が必要とのご指摘であります。お手元の資料47～50ページの「市民と行政との役割分担を考えるチェックリストについての考え方と記入について」の通り、現在検討しております。例えば、対象者の年齢層や地域層によって必需性の尺度が変わってくるという点につきましては、個別案件を個々の視点や基準から判断する際に織り込んでいくことを考えております。

個別案件を評価する際には、個々の視点や基準について評価者によって評価が割れる場合もあるかと思いますが、大枠としての考え方を示すことで、市民と行政との役割分担を議論するきっかけになれば、と考えております。

個別具体的な例示をあげながらの説明も、今後させていただきます。

会長： それは次回までに用意をしていただくということですね。

膨大な資料ということもあり、まだ十分に読み取っていない委員もおられるかと思いますが、次回までには読み取ってきていただくということで、よろしく願いいたします。

本格的な審議は次回ということで、本日の第2議題についての審議はこれで終わりに

します。

続きまして、次回の日程調整について事務局から説明をお願いします。

(日程調整、1月11日(水)午後1時30分から4時まで)

会長：先ほどから出てきておりますけれども、市民のためのプランでありますので、分かり易くなければならないだろうと思います。平易な表現にもご配慮いただきたいと思います。

また、図表化すると視覚に訴えて分かり易くなりますが、問題が複雑であるため、それだけでいいのか、図表の工夫も含めて検討する必要があるかと思います。

また、市民の方から見ると数値化すると分かり易いわけですが、それが机上の空論にならないように、資料を見ながら的確に審議をしていただきたいと考えております。

詰めた議論をする必要がありますが、そのためには資料の読み取りが必要でありますので、各委員から要請があった場合には、事務局において事前に資料の提供をお願いしたいと思います。

予定では3回の審議回数ということですので、次回にはかなり集中的に審議をする必要があるかと思いますが、ご協力をお願いします。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。